

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた ご契約者の皆さまへ特別措置のご案内

このたびの新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた方々に、心からお見舞い申し上げます。

当社は、2021年1月7日に一部地域を対象に緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、以下の特別措置のお取扱いを行っております。

1. 継続契約の締結手続きの猶予について

継続契約の締結手続きについて、2021年1月7日から最長6ヶ月後の末日(2021年7月31日)まで猶予できるものとします。

2. 保険料支払猶予について

緊急事態宣言が発令された地域のご契約を対象に、お客さまからのお申し出に応じて、保険料のお支払いについて最大6ヶ月猶予できるものとします。

*緊急事態宣言が発令されている地域は、東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・栃木県・岐阜県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・福岡県(2021年1月22日現在)。今後対象となる地域が拡大した場合は、その地域についても継続契約及び保険料支払猶予期間延長の対象といたします。

本件に関するお問い合わせ、ご相談は以下のお客さま相談窓口で承っております。

フリーダイヤル：**0120-84-9431**

受付時間：平日の午前10時～午後5時

以上